

旭長社第940号
令和6年3月22日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 各位

旭川市長 今津寛介
(福祉保険部長寿社会課担当)

旭川市介護予防ケアマネジメントマニュアルの改正について

日頃から、本市の介護保険事業に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、標記マニュアルを次のとおり改正しますのでお知らせいたします。

つきましては、マニュアルの内容について、貴事業所内のケアマネジメント担当職員間で共有いただき、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援を実施する際の参考としていただくようお願い申し上げます。

本マニュアルの内容や介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の実施に当たって御不明な点やお困りのことがありましたら、お手数ですが担当まで御連絡願います。

1 改正日

令和6年4月1日

2 配付方法

下記の旭川市ホームページに掲載いたします。※令和6年4月1日掲載予定

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sidouiyogenyobou/d079270.html>

(連絡先)

旭川市福祉保険部長寿社会課地域支援係
担当 草野, 伊藤
電話 25-5273